

オーストラリア連邦

| | A ルート | B ルート | C ルート |
|----------------|--|--|--|
| I ルートの種類及び根拠 | 領事送達 (送達条約 8条1項) | 中央当局送達 (送達条約 3条1項) | 管轄裁判所送達 (二国間共助) |
| II ルートの選択基準 | 日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート | 民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合 | 民事又は商事に関する事件以外の事件 |
| III 作成すべき文書等 | 1 嘱託書 (大使又は総領事あて 一大使、総領事の管轄 区域についてはVI) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1通 | 1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVII) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用) | 1 嘱託書 (管轄裁判所あて一英 語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1通 写し 1部 |
| IV 費 用 | 不 要 | 中央当局により異なる | 必 要 |
| V 期 間※1 | 3箇月 | 3箇月 | 9箇月 |
| VI 大使、総領事の管轄区域 | 在オーストラリア日本国大使 在シドニー日本国総領事 在パース日本国総領事 在ブリスベン日本国総領事 在メルボルン日本国総領事 | 首都特別地域 ニューサウスウェールズ州、北部準州、オーストラリアの 属地（特別地域） 西オーストラリア州 クインズランド州 ビクトリア州、南オーストラリア州、タスマニア州 | |

※1 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間（ただし、Bルートについては、平成26年度に嘱託した例（1件）の所要期間）を記載しましたが、同一国に対し、同一路線で嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

VII 中央当局の名称及び所在地 ※2

| | |
|--------------|---|
| 名 称 所 在 地 | Supreme Court of New South Wales GPO Box 3 Sydney NSW 2001 Australia (New South Wales) |
| 名 称 所 在 地 | Supreme Court of Victoria 210 William Street Melbourne VIC 3000 Australia (Victoria) |
| 名 称 所 在 地 | Supreme Court of Queensland P. O. Box 15167 City East QLD 4002 Australia (Queensland) |
| 名 称 所 在 地 | Supreme Court of Western Australia Stirling Gardens Barrack Street Perth WA 6000 Australia (Western Australia) |
| 名 称 所 在 地 | Supreme Court of South Australia Registrar's Office 1 Gouger Street Adelaide SA 5000 Australia (South Australia) |
| 名 称 所 在 地 | Sheriff of the Supreme Court of Tasmania GPO Box 167 Hobart TAS 7001 Australia (Tasmania) |
| 名 称 所 在 地 | Supreme Court of the Australian Capital Territory GPO Box 1548 Canberra ACT 2601 Australia (Australian Capital Territory) |
| 名 称 所 在 地 | Supreme Court of the Northern Territory Registry Office Darwin Supreme Court, GPO Box 3946 Darwin NT 0801 (Northern Territory) |
| 名 称 所 在 地 | Australian Government Attorney-General's Department Robert Garran Offices 3-5 National Circuit BARTON ACT 2600 Australia (Christmas Islands, Cocos (Keeling) Islands, Ashmore & Cartier Islands, Coral Sea Islands, Heard Islands, McDonald Islands, Norfolk Islands, Australian Antarctic Territory (南極領土の一部)) |

※2 オーストラリア連邦の中央当局は州ごとに異なります。嘱託に際しては、() 内に表示した州名を参考に、送達地がどの州に属するかを調査した上で、嘱託すべき中央当局を

特定してください。なお、この（ ）内部分は、嘱託書に記載する必要はありません。